

日本DPO協会 第7回専門研究部会セミナー「広告、Adテク(クッキー関連)  
の規制対応～改正法上の個人関連情報規制を中心にして～」

## 『「個人関連情報」規制により規制されるクッキーの利用態様と規制されないクッキーの利用態様とは？』

2021年9月9日

森・濱田松本法律事務所  
パートナー  
弁護士・ニューヨーク州弁護士  
田中 浩之

# 典型例と論点

## ● 個人関連情報の典型例

- A社は、Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴とそこから推定される属性情報(個人関連情報)を有している
- A社は、B社に上記属性情報を提供した。その際、A社は、B社が当該属性情報を個人データとして取得する(例:端末識別子をキーにして、自社が保有する会員データベース上の個人データと紐付ける)ことを想定していた
- この場合には、A社としては、B社が個人関連情報の提供を受けて、個人データとして取得することを認める旨の本人同意を得られていることを確認する必要がある

## ● 規制適用の有無に関する論点

- ① クッキータグにより第三者が情報を直接取得する場合、個人関連情報を第三者「提供」しているのか？
- ② 提供先が、個人データとして取得することが想定されないとして、規制を受けないようにするためにはどうすれば良いのか？
- ③ 委託先から提供を受ける／委託先が提供する場合に、規制対象外となるのか？
- ④ GDPR等のグローバルな個人データの定義にあわせて広く個人データを定義して、個人関連情報ではなく、個人データとして扱うことも可能か？

# ①直接取得と提供

- クッキータグにより第三者が情報を**直接取得する場合**、個人情報情報を第三者に「**提供**」しているのか？

- 規則パブコメ405

Q.「媒体社がソーシャルプラグイン等**第三者のタグを設置**してクッキー等を当該第三者に送信する場合、**第三者側での直接取得となり、個人情報情報の第三者提供にあたらぬ**という理解でよいか」A.「個別の事案ごとに判断することとなりますが、第三者のタグを設置した事業者が当該タグにより収集される情報を取り扱っていないのであれば、**個人情報情報の第三者提供にあたらぬ**と考えられます」

→**原則として**、クッキータグを設置した媒体社による**第三者提供ではなく**、クッキータグにより情報を自らのサーバに取得する第三者による**直接取得になる**と考えられ、この場合は、この場面では、規制対象外

→ただし、上記事例で、仮に、第三者が媒体社に設置したクッキータグで、一旦、直接取得した情報を媒体社に**提供**し、それを媒体社が「**個人データとして取得**」(次頁)すれば、当該場面では、規制がかかることになる(論点③の委託の項目も参照されたい)

- (参考)「SNSの『ボタン』等の設置に係る留意事項(個人情報保護委員会による注意情報)

「一部のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)は、ログインした状態で、当該SNSの「ボタン」等が設置されたウェブサイトを開覧した場合、当該「ボタン」等を押さなくとも、当該ウェブサイトからSNSに対し、ユーザーID・アクセスしているサイト等の情報が自動で送信されることがあります。このため、サイト運営者においては、SNSの『ボタン』等の設置を検討する際には、各SNSのプライバシーポリシー等を十分確認し、実態を正確に把握したうえで判断する必要があります。また、**サイト運営者は、SNSに情報送信されるような『ボタン』等をウェブサイトに設置する場合には、ボタン等を押さなくとも閲覧しただけで当該SNSに情報が送信されることがあることを一般の利用者が十分に認識するよう、当該SNSに情報が送信されていること及び送信されている情報の範囲等をプライバシーポリシー等においてわかりやすく明示する等、丁寧にご対応ください**」

## ②個人データとして取得することが想定されるのか？(1)

- 提供先が、**個人データとして取得する**ことが想定されないとして、規制を受けないようにするためにはどうすれば良いのか？
- 「**個人データとして取得する**」の意味(改正GL通則編3-7-2-1)
  - 「個人データとして取得する」とは、提供先の第三者において、**個人データに個人関連情報を付加する等、個人データとして利用しようとする場合**をいう
  - 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を、ID等を介して提供先が保有する他の個人データに付加する場合には、「個人データとして取得する」場合に該当する。
  - 提供先の第三者が、提供を受けた個人関連情報を**直接個人データに紐付けて利用しない**場合は、別途、提供先の第三者が保有する個人データとの**容易照合性が排除しきれないとしても**、ここでいう「個人データとして取得する」場合には**直ちに該当しない**。

## ②個人データとして取得することが想定されるのか？(2)

- 提供先が、個人データとして取得することが**想定**されないとして、規制を受けないようにするためにはどうすれば良いのか？
- 「**想定される**」の意味(改正GL通則編3-7-2-2)
  - 「想定される」とは、提供元の個人関連情報取扱事業者において、提供先の第三者が「個人データとして取得する」ことを**現に想定している**場合、又は一般人の認識(**同種の事業を営む事業者の一般的な**判断力・理解力を前提とする**認識**をいう)を基準として「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合をいう。
  - 「個人データとして取得する」ことを現に想定している場合の例:
    - ①提供元の個人関連情報取扱事業者が、顧客情報等の個人データを保有する提供先の第三者に対し、ID 等を用いることで個人関連情報を個人データと紐付けて取得することが可能であることを**説明している**場合
    - ②提供元の個人関連情報取扱事業者が、提供先の第三者から、個人関連情報を受領した後に個人データと紐付けて取得することを**告げられている**場合
  - 「個人データとして取得する」ことを通常想定できる場合の例:個人関連情報を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報を氏名等と紐付けて利用することを念頭に、**そのために用いる ID 等も併せて提供する場合**

## ②個人データとして取得することが想定されるのか？(3)

- 提供先が、個人データとして取得することが**想定**されないとして、規制を受けないようにするためにはどうすれば良いのか？
- **契約等**による対応について(改正GL通則編3-7-2-3)
  - 提供元の個人関連情報取扱事業者及び提供先の第三者間の**契約等**において、**提供先の第三者において、提供を受けた個人関連情報を個人データとして利用しない旨が定められている**場合には、通常、「個人データとして取得する」ことが想定されず、法26条の2は適用されない。
  - この場合、提供元の個人関連情報取扱事業者は、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いの**確認まで行わなくとも、通常**、「個人データとして取得する」ことが**想定されない**。
  - もっとも、提供先の第三者が実際には個人関連情報を個人データとして利用することが**窺われる事情**がある場合には、当該事情に応じ、別途、提供先の第三者における個人関連情報の取扱いも確認した上で「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうか判断する必要がある
  - 例えば、提供先の第三者が、契約等の定めに反して、個人関連情報を個人データとして利用する可能性があることを示す**証跡が確認された場合**には、提供先に問い合わせる等、提供先における個人関連情報の取扱いを確認した上で、「個人データとして取得する」ことが想定されるかどうかを判断する必要がある(パブコメ通則編364)

### ③委託との関係

- **委託先から提供を受ける／委託先が提供する場合に、規制対象外となるのか？**
- 委託による提供の場合の該当性(規則パブコメ9・425)
  - i. 法23条(27条)5項1号にあたって、**委託元にとっては個人データに該当するが委託先にとっては個人データに該当せず、個人関連情報に該当する場合**において、委託先が委託された業務の範囲内で**委託元に当該データを返す行為については、改正個人情報法26条の2(31条)の規律は原則として適用されない**
  - ii. **委託先で独自に取得した個人関連情報を付加した上で、委託元に返す**場合には、**改正個人情報法26条の2(31条)の規律が適用される**
    - iの事例では、委託元から提供元基準説で考えれば、個人データになるデータであるが、提供先である委託先にとっては非個人データとなるものを提供する事例において、委託先から委託元にデータを返す行為について論じている。あくまで、個人データの存在を前提に、23条(27条)5項1号の委託を根拠としていると考えられる。
    - iiの事例では、委託先における個人関連情報の独自取得行為が介在している。仮に、委託元のためだけに取得して提供していれば、取得の委託となるが、そうであったとしても、**個人関連情報については、条文上、個人データと異なり委託例外は存在していない**ため、個人データの委託で説明がつかない行為については対応が難しい→一つの解決先として次頁があるのではないか

## ④個人関連情報を個人データとして扱うことの可否

- 広く個人データを定義して、個人関連情報ではなく、個人データとして扱うことも可能か？
- パブコメ通則編295
  - Q. Cookie情報等について、個人情報保護法においては個人関連情報に該当する場合があるとしても、ビジネスのグローバル展開を踏まえてEU等の法令も鑑み自社の内規においては個人情報として取り扱うことを定めている場合や、個人情報該当性が完全に否定できず個人情報なのか個人関連情報なのかの区別が不明瞭であるために、より安全に取り扱うため個人情報とみなして取り扱う場合がある。その場合、個人情報にかかる規定を遵守すればよく、法26条の2の適用を受けないと考えてよいか、示していただきたい。＜理由＞グローバル展開している事業の性質上、またプライバシーを重視する事業者のポリシーとして、個人情報保護法において必ずしも個人情報に該当せずとも内規においては個人情報と同じく厳格に取り扱うべきことを定め、社員にも周知してきた事項については、今後も維持していく必要があるため、明確にしておきたい
  - A. 「個人に関する情報について、個人情報(法第2条第1項)に該当する場合には、個人関連情報には該当しないこととなります。この点、事業者は、個人情報に該当するか否かを判断し、個人情報に該当する情報については、個人情報の取扱いに適用される規律に従って取り扱う必要がありますが、改正後の法第26条の2に従って取り扱う必要はありません」
  - 個人情報に該当するか否かの事業者判断の裁量が問題。制度趣旨から考えると…？
  - 実益: グローバルの統一対応のほか、個人関連情報については、前記のとおり、個人データの23条(27条)5項1号に対応する条文がなく、委託であっても規制は受けるため、委託例外を使うために、敢えて個人データとして整理するということは許されるか？



日本DPO協会 第7回専門研究部会セミナー「広告、Adテク(クッキー関連)  
の規制対応～改正法上の個人関連情報規制を中心にして～」

## 『日本とグローバルにおけるクッキー対応の 実務』

2021年9月9日

森・濱田松本法律事務所  
パートナー  
弁護士・ニューヨーク州弁護士  
田中 浩之

# 日本(1)

- 前提としての現在の日本法の理解
  - 日本では、欧州と異なり、独自のクッキー規制はない
  - クッキーは、一般には、それ単体では、個人識別性を有しないため、個人情報保護法上の**個人情報とは解されない**とされる。ただし、クッキーであっても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる場合は、個人情報となるとされる(3年毎見直し中間整理38頁)
  - 仮に個人情報になるとしても、日本法上は、個人情報の処理に同意が要求される場面は限定されている。要配慮個人情報にあたらなければ、取得にあたり同意は不要である。「個人データ」の第三者提供にあたっては、同意が必要となる。ただし、単にサイトに、クッキーのタグを埋め込んで第三者のサーバで直接データが取得できるようにした場合には、日本では、原則として、第三者による**直接取得**であり、当該サイトの運営者が第三者提供した訳ではないと考えられてきた
  - 個人情報については、少なくとも、目的の通知又は公表が必要。なお、個人情報にあたるクッキーについては、電磁的記録による直接取得であり、明示が必要との考え方もあり、仮にこの考え方に立つと、単にクッキーポリシーを公表するのでは足りないことになる。他方、この考え方に立たなければ、プライバシーポリシー等で個人情報の利用目的を記載していれば法的には、足りることになる

## 日本(2)

- 改正との関係
  - 改正では、端末識別子を個人識別符合として個人情報に入れることは見送られた
  - 前述のとおり、クッキーに紐付く個人情報ではないユーザデータ(趣味嗜好等の属性情報等)は、「個人関連情報」に含まれる
  - 「個人関連情報」を第三者に提供しようとする場合において、第三者が個人データとして個人関連情報を取得することが想定されるときには規制がかかるか、そもそも規制を受けるかどうかについては前述の論点がある
  - 改正法を踏まえたとしても、規制対象外と整理できる領域にどう対応するか？(違法にはならないが、データ主体によるプライバシーへの懸念にどう対処するかの問題)

## 日本(3)

### ● JIAA自主規制

- 個人情報にあたらなくても、クッキーは**インフォマティブデータ**として、プライバシーへの配慮が必要とされ、日本インタラクティブ広告協会(JIAA)の自主規制(行動ターゲティング広告ガイドライン及びプライバシーポリシーガイドライン)に従うのであれば、**クッキーポリシーを作り、行動ターゲティング広告については、オプトアウトの仕組みを導入することになる**
- 最近では日本においても、クッキー利用の透明性と本人の意思を反映させる試みが増えている。クッキー利用についてポップアップを出して、クッキーポリシーとクッキーに関する管理ツールを表示させるというプラクティスは増えている
- 日本もグローバル規制の実務の影響を受けている(次頁)

# グローバルの動向

- 最も規制が厳しいのは欧州と言って良い。GDPRの特別法としてのeプライバシー指令に基づく各国法で、厳格必須クッキーを除き原則として、説明(クッキーポリシー等)をした上で、**事前の個別のオプトイン同意(撤回自由で、撤回は同意と同程度に容易でなければならない)**が必要であり、執行例も、近時増加している(次頁以降に参考資料)→クッキーポリシー+**クッキー同意ツール**の導入で対応する例が実務上多い
- 米国カリフォルニア州法のCCPA/CPRAでは、個人情報の「販売」/「共有」にあたる場合は、同法に従った、**オプトアウト**(又は、16歳未満の未成年者についてはオプトイン同意)の対応が必要。近時成立したヴァージニア州法/コロラド州法でも**オプトアウト**規制が導入
- たとえば、シンガポール、タイ、ブラジル、韓国、ロシア、中国等でも、クッキーに紐付くユーザデータ(趣味嗜好等の属性情報等)は個人情報にあたる前提で考えておくべきと思われる。これらの国は、個人情報の処理について、原則同意主義であり、例外が適用できるのかが不明確であり、実務上、同意が必要という帰結になることが多いのではないか
- クッキーが個人情報にあたらず、特別法もない国(日本を含む)であっても、プライバシーへの配慮から、クッキーポリシーでの説明/注意喚起のポップアップをする例も多く(例:香港はグッドプラクティスのガイダンスあり)、更に進んで、オプトアウト機能を提供する例や、オプトイン同意を得る形でクッキー同意ツールを使う例あり

## (参考)欧州のクッキーに関する近時の重要判決、制裁金事例、当局動向①

- Fashion ID判決(欧州司法裁判所2019.7.29)は、各サイトのFacebookのいいねボタン設置に関してサイト運営者に、情報の取得とFacebookへの情報の転送についての**共同管理者性**を認めている
  - － サイト上にサードパーティークッキーのタグを埋め込む場合も同様
- Planet49判決(欧州司法裁判所2019.10.1)は、あらかじめチェックされたチェックボックスによるクッキー同意を否定(**オプトイン同意**が必要)。**クッキーの有効期間**及び**第三者**へ情報共有される場合にはそのことを示した上で同意を取る必要があるものとした
- **スペイン**における相次ぐ**3万ユーロ**の執行事例:2019年10月に Vueling(航空会社)について、クッキーについての一般的な説明(クッキーの目的・機能・サードパーティークッキーの存在・ブラウザ設定によりクッキーの拒否ができることを含む)は存在したが、個別にクッキーの同意・拒否設定ができる管理システム又はクッキー設定パネルが用意されていなかったことについて、eプライバシー指令に対応するスペイン法LSSI違反で3万ユーロの制裁金が課されたのを皮切りに、少なくとも、**2020年6月にTwitterをはじめとする4社**に対して**3万ユーロ**の制裁金を課している

## (参考)欧州のクッキーに関する近時の重要判決、制裁金事例、当局動向②

- ベルギーの執行事例(2019年12月): Jubel.be(リーガルサイト)に対して、クッキーについて、GDPR13条により要求される情報通知が行われていないこと(項目不足、言語対応の不備)、クッキーの利用に必要な同意を得ていないこと(クッキー目的毎の個別同意なし、サイト表示を効率化するための分析クッキーについて、厳格必須クッキーにあたり同意不要としていた判断の誤り、最終的に匿名化がされるGoogle Analyticsについて、データ収集当初は匿名化がされていないため、個人データにあらず同意不要との主張は認められないこと、デフォルトでのチェックボックスオンの存在)、クッキー同意ボタンがあるのに対して、拒否のボタンがなく、同意撤回についてのGDPR7条違反となること等について同社の年間利益の10%にあたる15,000ユーロの制裁金決定
- 2019年11月に、ドイツ連邦データ保護監督当局は、Google Analyticsの利用に関して、Googleは、処理者ではなく、管理者であり、オプトイン同意が必要となるということを注意喚起した／上記のベルギーの事例でも、ベルギー当局は、ファーストパーティークッキーであるとの主張を否定し、オプトイン同意が必要とした

## (参考)欧州のクッキーに関する近時の重要判決、制裁金事例、当局動向③

- 2020年12月7日、CNILは、クッキー同意を得ていなかったことについて、Google LLC(米国法人)に6000万ユーロ、Google Ireland Limited(アイルランド法人)に対して4000万ユーロの合計1億ユーロ(約130億円)の制裁金
  - 「Reminder regarding Google's privacy policy」と書かれた情報バナーにはクッキーに関する情報提供がなかった
  - Google検索広告のパーソナライズをオプトアウトしても、広告クッキーの1つがユーザーのコンピュータに保存されたままであった
  - 3か月以内のユーザへの情報提供ができないと、1日あたり10万ユーロの遅延金が課されるとされた
  - eプライバシー指令に基づくフランス法の執行であり、GDPRのワンストップショップはあてはまらないとされた



## (参考)欧州のクッキーに関する近時の重要判決、制裁金事例、当局動向④

- 2020年12月7日、CNILは、クッキー同意を得ていなかったことについて、AMAZON EUROPE CORE(ルクセンブルク法人)に3500万ユーロ(約46億円)の制裁金
  - amazon.frのサイトには、クッキーに関する一般的な説明のバナーはあったが、パーソナライズされた広告表示に使うという目的の説明がなかった
  - バナーでは、ユーザーがこれらのクッキーを拒否する権利を持っていることや拒否のために利用可能な手段を表示していなかった
  - 他のウェブサイトに掲載された広告をクリックしてamazon.frのサイトにアクセスしたユーザーの場合、ユーザには、情報提供がないままにクッキーが利用されており、同社の義務の不履行はさらに明白であるとした
  - 3か月以内のユーザへの情報提供ができないと、1日あたり10万ユーロの遅延金が課されるとされた
  - eプライバシー指令に基づくフランス法の執行であり、GDPRのワンストップショップはあてはまらないとされた

## (参考)欧州のクッキーに関する近時の重要判決、制裁金事例、当局動向⑤

- 2021年6月14日、CNILは、クッキー同意を得ていなかった等ことについて、BRICO PRIVÉ(ECサイトの運営会社)に50万ユーロ(約6,500万円)の制裁金
  - データ保持期間・透明性・削除権・セキュリティ等に関する違反も認定している
  - クッキーについては、同意を得ることなく、広告目的で自動的にクッキーを取得していたことが認定されている



田中 浩之  
Hiroyuki Tanaka

パートナー  
弁護士

2007年 弁護士登録  
第二東京弁護士会所属

2014年 ニューヨーク州弁護士登録  
ニューヨーク州弁護士会所属

## Hiroyuki Tanaka

### 主要取扱分野…個人情報／知的財産／IT

- ・ 個人情報保護法の平時・有事対応及び欧州GDPR・米国CCPA等のグローバルデータ保護法案件を数多く手掛けており、日本企業の実情と執行リスクを踏まえたリスク・ベースド・アプローチによる助言を心がけている
- ・ 国内外の知的財産法・IT(システム開発、アプリ・ゲーム、サイバーセキュリティ等)に関する業務全般及び訴訟・紛争解決案件を幅広く取り扱っている

### 受賞歴

- 日本経済新聞社による第15回「企業法務・弁護士調査」の2019年に活躍した弁護士ランキングにおいて、データ関連分野で企業が選ぶ弁護士第5位に選出
- Who's Who Legal: Japan 2020でDataのNational Leaderに選出
- asialaw PROFILESの“Asialaw Leading Lawyers 2021”で知的財産の分野でNotable practitionerに選出
- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan (2021)でTechnology Lawの分野で選出

### 講演実績

- 第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制対応の実務～近時の解釈と改正の動向も踏まえて～』
- 『グローバル(欧米・アジア/BRICs)データ保護規制の要点比較と最新実務対応』 等多数

### 経歴

- 2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業
- 2006年 慶應義塾大学大学院法務研究科修了
- 2013年 ニューヨーク大学ロースクール卒業  
LL.M. in Competition, Innovation, and Information Law
- 2013年 Clayton Utz法律事務所 シドニーオフィスにて執務
- 2018年 慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師(4～9月)
- 2019年 一般社団法人 日本DPO協会 顧問(～現在)

### 著作・論文

- 『令和2年改正個人情報保護法Q&A』(共著、中央経済社、2020年7月)
- 「改正対応！実務に役立つ 対話で学ぶ 個人情報保護法の基礎」(会社法務A2Zで連載中、共著)
- 「実務担当者のための欧州データコンプライアンス～GDPRからeプライバシー規則まで～」(2019年、共著)
- 『ビジネス法体系 知的財産法』(第一法規、2018年)
- 『企業訴訟実務問題シリーズ システム開発訴訟』(共著、中央経済社、2017年) 等多数



オンライン名刺交換は、右側のQRコードをご利用下さい

tel. 03-6266-8597 hiroyuki.tanaka@mhm-global.com